食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正について

平成24年9月28日 消費者庁消費者安全課

■経緯

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更(平成24年6月29日閣議決定)を受け、同基本的事項中にある、食品安全分野における緊急の事態への対処等に関する体制の整備等として、食品事故に係る緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者)が関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置することとなった。(変更前は、内閣府特命担当大臣(食品安全))

これにより、食品安全分野における緊急時対応関係要綱等(いわゆる緊急時対応マニュアル類)であった「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」をはじめとする要綱等の改正等が必要となり、さらに、食品安全分野以外も含む緊急時対応関係要綱等である「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」をはじめとする要綱等との重複の整理等の観点から、要綱類の統廃合・改正を行なったもの。

■要綱等の統廃合・改正の考え方の柱(骨子)

- 柱1 現在、消費者安全分野と併存し使われていない要綱類は廃止。 ただし、新要綱類に同等の記載が見当たらない場合は、新要綱で該当する事項を記載
- 柱2 緊急対策本部の設置に関する別紙は、基本要綱に統合
- 柱3 基本要綱は必要な項目は網羅するが基本的な記載にとどめた。
- 柱4 「消費者安全情報総括官」に関する2本の要綱等は統合し、総括官制 度や緊急対策本部運営の具体的事務内容を記載。
- 柱5 食品安全分野の要綱等の構成省庁部局を踏まえ、消費者安全情報総括官に、新たに省庁、部局を追加。
- ■統廃合・改正の内容(イメージ図を参照)

廃止

「食品安全関係府省庁緊急時対応基本要綱」、「緊急対策本部設置要領」

統合

- ① 「消費者安全の確保に関する関係省庁緊急時対応基本要綱」に 「緊急対策本部について」を統合し、関係閣僚申し合わせに変更
- ② 「消費者安全情報総括官について」に 「消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱」を統合
 - ※上記①及び②は、廃止する「食品安全関係府省庁緊急時対応基本要綱」、「緊急

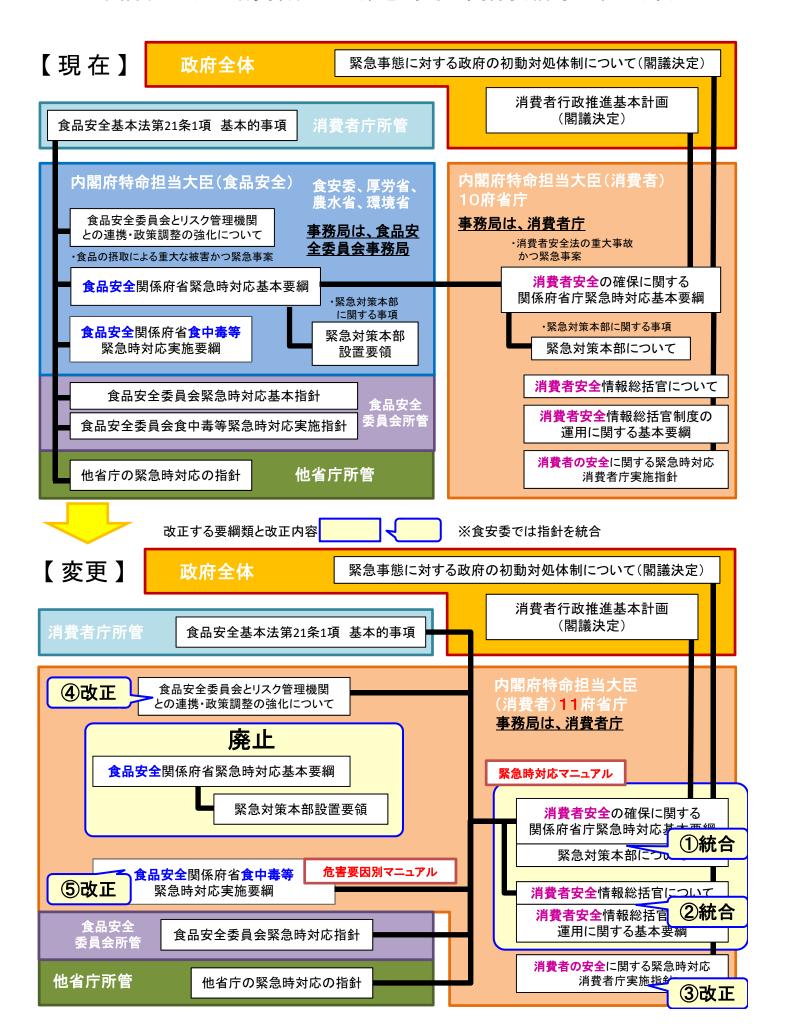
対策本部設置要領」から、補う必要のある箇所を追加

改正

- ③ 「消費者安全に関する緊急時対応 消費者庁実施指針」を改正 (上記、基本的事項の変更を受けて改正)
- ④ 「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」 に、消費者庁を追加し、必要事項を改正 (食品安全分野の関係府省連絡会議、リスコミ担当者会議の根拠規程)
- ⑤ 「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応要綱」に、消費者庁を追加し、 必要事項を改正 (引き続き、上記、基本的事項の『危害要因別マニュアル』に位置付け)
- ※③は、各省の緊急時対応の指針に相当する消費者庁指針
 - ⑤は、後日、食品安全分野関係府省(食安委、厚労省、農水省、環境省) に協議予定。

以上

食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正(案)



消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱

平成24年9月28日 関係閣僚申合せ

本要綱は、「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)及び「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」(平成 24 年 6 月 29 日閣議決定)第 4 の 4 に基づき、消費者の消費生活における生命又は身体についての被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、緊急事態等における緊急対策本部の設置等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成 15年 11月 21日閣議決定)と適切に連携しつつ活用することとする。

1 緊急事態等

本要綱において、「緊急事態等」とは、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)の定める重大事故等*1又はこれに準ずる事故等*2が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態とする。

- ※1 重大事故等とは、消費者安全法第2条第6項に定める事故又は事態 (当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを含む。)をいう。
- ※2 これに準ずる事故等とは、具体的には、被害が大規模又は広域であり、 かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられ る事故又は事態(当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを 含む。)をいう。

2 緊急事態等の対応の基本方針

緊急事態等における対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、消費者庁及び関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

3 情報連絡体制等

消費者庁及び関係府省は、緊急事態等において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、平時から、消費者安全情報総括官(4(2)参照)を中心として、緊急事態等に関する情報を緊密に交換し連絡を行うため、

連絡網の構築等必要な体制を整備しておくこととする。

4 緊急対策本部等に関する諸事項

(1) 緊急対策本部の設置

内閣府設置法(平成11年法律第89号)第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣(以下「内閣府特命担当大臣(消費者)」という。)は、緊急事態等において、自らの判断により、又は関係府省からの要請に基づき、関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、内閣官房長官及び関係大臣と協議の上、緊急対策本部の設置のほか、本部の組織について決定することとする。

(2) 緊急事態等における消費者安全情報総括官会議の開催

内閣府特命担当大臣(消費者)は、緊急事態等において府省横断的に対処する必要があると認める場合には、消費者安全情報総括官会議を開催することとする。

消費者安全情報総括官及び消費者安全情報総括官会議に関する具体的な 事項については、別途「消費者安全情報総括官制度について」で定める。

(3)組織

- ① 緊急対策本部の長は、緊急対策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣府特命担当大臣(消費者)をもって充てる。
- ② 緊急対策本部に、緊急対策副本部長(以下「副本部長」という。)と 緊急対策本部員(以下「本部員」という。)を置く。
- ③ 本部員は、事案に応じて本部長が必要と認める関係各大臣等とし、本 部長は、緊急対策本部の設置の決定後速やかに、本部員を指名するこ ととする。
- ④ 本部長は、本部員のうちから、事案に応じて副本部長(若干名)を指名することとする。また、副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する副本部長がその職務を代理することとする。

(4)活動事項

緊急対策本部は、緊急事態等において次に掲げる事項を政府一体となって適切に行うこととする。

- ① 事案の概要の把握、初動対応等に関する検討
- ② 政府として消費者の安全の確保を図るための対策の方針の決定

- ③ 一元的な情報の集約、消費者庁及び関係府省等との情報の共有、国民 に対する情報の提供
- ④ 消費者庁及び関係府省の対策の総合調整
- ⑤ その他必要と認められる事項

(5) 幹事会及び庶務

緊急対策本部に幹事会を置き、消費者安全情報総括官会議をもってこれ に充てることとし、本部の開催に併せ、必要に応じ同会議を開催すること とする。

緊急対策本部の庶務は、関係府省の協力を得て、消費者庁消費者安全課 において処理する。

(6)解散等

内閣府特命担当大臣(消費者)は、緊急事態等の収束等を総合的に勘案 し、緊急対策本部を解散することとする。

(7) その他

上記に定めるもののほか、緊急対策本部に関し、必要な事項は、本部長が 別に定める。

5 緊急事態等における対応

内閣府特命担当大臣(消費者)は、緊急対策本部での関係大臣等との協議、 又は消費者安全情報総括官会議での情報の収集・分析等を踏まえて、必要に応 じ、速やかに緊急事態等の対応を行うこととする。緊急事態等の対応は、被害 の発生又は拡大の防止の観点から、消費者庁及び関係府省が相互に連携・協力 して関係法令に基づき、消費者への情報提供、回収、新規流通の防止、原因究 明、それを踏まえた改善措置等を適切に組合せて実施する。

6 事後検証及び申合せの改定

- (1)消費者庁及び関係府省は、本申合せに基づき行った緊急事態等の対応について、事後に検証を行うこととする。
- (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本 申合せを改定することとする。

7 その他

本申合せは、平成24年9月28日に効力を生ずる。また、「消費者安全の確

保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」、「緊急対策本部について」、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び「緊急対策本部設置要領」は同日をもって廃止する。

消費者安全情報総括官制度について

平成24年9月28日 関係府省局長申合せ

1. 目的

消費者の消費生活における生命又は身体についての被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係府省は、本申合せのとおり消費者安全情報総括官を置き、消費者安全法(平成21年法律第50号)を踏まえ、食品等の摂取、並びに製品の使用、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等(以下「情報」という。)の集約、共有を図るとともに、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」(平成24年9月28日関係閣僚申合せ)に基づく緊急事態等の即応体制の強化を政府一体となって推進する。

また、本申合せにおいて、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」と合わせて、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」 (平成24年6月29日閣議決定)第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定める。

2. 定義

- (1)本申合せにおいて、「重要事案」とは、食品等の摂取、並びに製品の使用、施設及び役務の利用等を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案及び、消費者被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するために特に対応を要する事案とする。
- (2) 本申合せにおいて、「緊急事態等」とは、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」の定義に従う。

3. 消費者安全情報総括官

情報の集約、共有及び緊急事態等の即応体制の強化を推進するため、以下のとおり消費者庁及び関係府省において消費者安全情報総括官を選定する。 なお、必要に応じ関係府省担当官を追加する。

- (1)消費者庁次長
- (2) 内閣府食品安全委員会事務局長
- (3)警察庁刑事局長
- (4)総務省地域力創造審議官
- (5)消防庁次長
- (6) 文部科学省大臣官房総括審議官

- (7) 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
- (8)農林水産省消費・安全局長
- (9) 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
- (10) 国土交通省総合政策局長
- (11) 環境省水・大気環境局長
- 4. 消費者安全情報総括官制度における業務等
- (1)情報の収集・共有・提供等
 - ① 各府省の消費者安全情報総括官は、それぞれの府省内において得られる 全ての情報の収集を行うとともに、それぞれの府省内で情報共有を図る。
 - ② 消費者安全情報総括官は、随時当該府省内の情報収集システムの点検・ 評価を行い、所要の措置を講ずる。
 - ③ 消費者庁及び関係府省は、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等(以下「関係機関等」という)から直接に、又は報道若しくはインターネット等を通じて、広く国内外における情報を収集することとする。また、収集した情報については、整理及び分析を行い、その結果に基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該重要事案に関わる消費者安全情報総括官を中心として、相互に情報の共有を図ることとする。
 - ④ 本申合せにより、共有する情報については、消費者庁及び関係府省において消費者安全法第 12 条を踏まえた整理を行うこととする。
 - ⑤ 消費者庁及び関係府省は、緊急事態等が発生した場合には、他府省及び 関係機関等から、速やかに関連する情報を収集することとする。
 - ⑥ 消費者庁及び関係府省は、緊急事態等が発生した場合には、被害の発生 又は拡大を防止することが最優先であるという観点から、緊急事態等の発 生及び政府の対応に係る情報について、報道機関、政府広報、インターネ ット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。 なお、当該情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等 について、消費者庁及び関係府省において相互間で十分に調整を図ること とする。
 - ⑦ 消費者庁及び関係府省は、緊急事態等が発生した場合には、関係機関等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。
 - ⑧ 消費者庁又は関係府省は、4 (3) ④の規定を踏まえ、緊急事態等以外においても社会的影響が大きいと判断される場合には、適宜取りまとめ概要等を公表することとする。

(2)情報連絡体制の整備

- ① 消費者庁及び関係府省は、消費者安全情報総括官による連絡会議(以下 「消費者安全情報総括官会議」という。)を適宜開催するなどにより、平 時でも情報の共有等を図る。
- ② 緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、消費者庁及び関係府省は、担当者名簿を共有するなど、平時から、消費者安全情報総括官を中心として、情報の相互に緊密な交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、消費者庁及び関係府省の担当部署は、次に掲げるとおりとするが、必要に応じ追加できるものとする。
 - 〇 消費者庁消費者安全課
 - 內閣府食品安全委員会事務局情報·緊急時対応課
 - 〇 警察庁刑事局捜査第一課
 - 〇 総務省地域力創造グループ地域政策課
 - 〇 消防庁総務課
 - 〇 文部科学省大臣官房総務課
 - 〇 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室
 - 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
 - 〇 経済産業省商務流通保安グループ製品安全課
 - 〇 国土交通省総合政策局安心生活政策課
 - 環境省水・大気環境局土壌環境課
- ③ 消費者安全情報総括官は、自らが東京及びその周辺地域を離れる場合などには代理で対応できるようあらかじめ調整しておくなど、平時からいかなる時にも対応が可能な体制を整備しておくこととする。
- (3) 緊急事態等に係る情報の認知及び対応
 - ① 各府省の消費者安全情報総括官は、重要事案に係る情報を認知した場合には、消費者庁次長に速やかに通報する。
 - ② 消費者安全情報総括官である消費者庁次長は、自ら重要事案に係る情報 を認知し、又は①の通報を受けた場合であって、緊急の対応が必要になり 得ると判断される場合には、関係府省の消費者安全情報総括官に当該情報 を伝達する。
 - ③ 消費者庁次長は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、必要に応じ、内閣府設置法(平成11年法

律第89)第11条の2の規定により置かれた内閣府特命担当大臣(以下「内閣府特命担当大臣(消費者)」という。)へ迅速に報告を行い、内閣府特命担当大臣(消費者)が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官へ迅速に報告を行うこととする。

- ④ 内閣府特命担当大臣(消費者)は、報告を受けた事案が緊急事態等に相当するおそれがある又は緊急事態等以外においても社会的影響が大きいと判断する場合には、消費者庁次長に対して、当該事案にかかる迅速かつ適切な情報の収集、整理・分析、共有を行うための体制を整えるよう指示する。
- ⑤ 内閣府特命担当大臣(消費者)は、報告を受けた事案が緊急事態等に当たると判断する場合には、当該緊急事態等に関わる府省の消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うこととする。

ただし、消費者安全情報総括官は、②の規定により消費者庁次長へ報告する重要事案について、緊急事態等における対応が必要であると考えられる場合には、その旨を消費者庁次長に伝え、消費者安全情報総括官会議の開催を求めることができる。この場合、当該消費者安全情報総括官は、他の当該緊急事態等に関わる府省の消費者安全情報総括官にも迅速な第一報の通報を行うこととする。

- ⑥ 上記招集にあたり、各府省の消費者安全情報総括官は、必要に応じ担当 部局の担当官を追加できる。また、必要に応じ関係府省担当官の協力を得 る。
- ⑦ 消費者庁及び関係府省は、消費者安全情報総括官を中心として、それぞれが個々に定める緊急事態等の対応に関するマニュアル等に基づき、迅速かつ適切に緊急事態等の対応を行うこととする。
- (4) 前各項に規定する具体的内容については、消費者安全情報総括官会議において定める。ただし、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」 (平成15年11月21日閣議決定)に基づく対応が適当な場合には、それらに従って対処する。

5 緊急事態等への対応後の体制

(1) 体制の継続

消費者庁及び関係府省は、内閣府特命担当大臣(消費者)の判断のもと、 政府一体となった緊急事態等の対応が必要な事態が継続している場合、引き 続き府省庁間での緊密な連携・協力を図る体制をとる(「警戒体制」という。)。 消費者庁及び関係府省は、内閣府特命担当大臣(消費者)の判断のもと、 緊急事態等の対応が概ね終了し、被害拡大は見込まれないものの、同種・類 似事案の発生の可能性が解消されていない場合、必要な連絡体制をとる(「注 意体制」という。)。

(2) 体制の解除(平常体制)

消費者庁及び関係府省は、内閣府特命担当大臣(消費者)の判断のもと、 緊急事態等の対応の実施、事業者による自主的取組等によって、当該事案に 関する消費者安全の確保が図られていると判断される場合、連携、連絡等に 係る体制を解除する。

また、その後、消費者庁及び関係府省は、同種・類似事案の発生防止の観点から、緊急事態等の対応を講じた事案に関する原因究明、改善措置等に係る情報の共有を図る。

6. 事後検証及び申合せの改定

- (1)消費者庁及び関係府省は、本申合せに基づき行った緊急事態等の対応について、事後に検証を行うこととする。
- (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本申合せを改定することとする。

7. その他

- (1)消費者安全情報総括官会議の下に課長クラスよりなる消費者安全情報総 括官会議幹事会を置く。
- (2) 消費者安全情報総括官会議の事務局は、消費者庁消費者安全課が担当する。
- (3)本申合せは、平成24年9月28日に効力を生ずる。また、「消費者安全情報総括官について」及び「消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱」は、同日をもって廃止する。